



<報道発表資料>

令和8年3月11日

小児医療センターにおける髄腔内注射治療後の 重篤な神経症状の発症について

埼玉県立小児医療センターにおいて、白血病の治療のため抗がん剤の髄腔内注射を実施した後、複数の患者が重篤な神経症状を発症したことについて、下記のとおりお知らせします。

1 概要

(1) 髄腔内注射治療実施日、患者情報、症状

1 例目	令和7年	1月31日	10歳未満	男性	重度後遺症
2 例目	令和7年	3月26日	10代	男性	重度後遺症
3 例目	令和7年	10月22日	10代	男性	死亡

(2) 病名、診療科

病名	急性リンパ性白血病
診療科	血液・腫瘍科

2 発生状況及び対応内容

(1) 発生状況

白血病の治療のため、抗がん剤の髄腔内注射を実施した後、複数の患者が重篤な神経症状を発症したもの

(2) 対応内容

- 1 例目 令和7年1月31日に2回目の髄腔内注射を実施。4日後に歩行困難などの神経症状を発症、重篤な障害となり人工呼吸器管理で治療中
- 2 例目 令和7年3月26日に1回目の髄腔内注射を実施。翌日から大腿部の痛みなどの神経症状を発症、重篤な障害となり人工呼吸器管理で治療中

3 例目 令和7年10月22日に6回目の髄腔内注射を実施。翌日から大腿部の痛みなどの神経症状を発症、重篤な障害となり人工呼吸器管理
令和8年2月6日に死亡

3 経緯、原因究明、再発防止

(1) 経緯

令和7年11月11日 以後予定されている全ての患者の抗がん剤の髄腔内注射を中止

令和7年11月17日 さいたま市保健所へ抗がん剤の髄腔内注射治療の一時中止について報告

令和7年11月17日 (独法)医薬品医療機器総合機構へ医薬品安全性情報報告書を提出

令和7年11月24日 髄注後中枢神経合併症を発症した患者についての調査対策委員会(以下「調査対策委員会」という)を設置
第1回調査対策委員会を開催

令和7年12月 1日 第2回調査対策委員会を開催

令和7年12月11日 第3回調査対策委員会を開催

令和7年12月25日 分析機関へ患者から採取した検体検査を依頼

令和8年 2月12日 第4回調査対策委員会を開催

令和8年 2月24日 第5回調査対策委員会を開催

令和8年 2月25日 分析機関から検査結果報告を受領

令和8年 3月 4日 さいたま市保健所へ検査結果を報告

令和8年 3月 5日 第6回調査対策委員会を開催

令和8年 3月10日 大宮警察署に届出

(2) 原因究明

外部の有識者らで構成する調査対策委員会において、髄腔内注射治療の工程及び手順を詳細に確認したところ、問題は認められなかった。

調査対策委員会の助言により、患者から採取した髄液の検査を分析機関へ依頼したところ、本来、抗がん剤髄腔内注射では使用されるはずのない別の薬液が検出された。

これを受けて、調査対策委員会に報告したところ、別の薬液が重篤な神経症状の原因である可能性が高いという結論に至った。

令和8年3月10日に大宮警察署へ届出を行った。引き続き、原因究明に努める。

（３）再発防止

今回の事案発生を重く受け止め、次のとおり確認及び管理体制を強化し、再発防止の徹底を図る。

- ・ 薬液の調製時の管理をさらに徹底し作業を複数人で確認することをマニュアルに記載し、実行することとした。
- ・ 薬液の調製等を行う作業スペースにカメラを複数設置して記録を行い、安全管理を強化することとした。
- ・ 調製後の薬液の保管、管理を徹底することとした。